

## 社会福祉法人 慈照会 役員等の報酬等の規程

### (目的)

第1条 この規程は社会福祉法人慈照会定款第8条、並びに第21条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (社会福祉法人の役員等)

第2条 社会福祉法人慈照会の役員等とは、社会福祉法人慈照会定款第5条に定められた評議員及び定款第6条第2項に定められた評議員選任・解任委員会に並びに定款第15条に定められた理事、監事をいう。

### (報酬の種類及び額)

第3条 社会福祉法人慈照会の役員等に対して、報酬をを支給する。ただし、社会福祉法人 慈照会が設置・経営する当該施設の長並びに職員の場合には報酬を支給しないものとする。

1、報酬は、次の通りとする。

(1)役員会、評議員会、理事会、監事監査、評議員選任・解任委員会

1日につき10,000円

ただし、開催が半日の場合には半額の5,000円とする。

(2)その他理事長が必要と認める研修・会議等

1回につき10,000円

ただし、開催が半日の場合には半額の5,000円とする。

### (報酬の支給)

第4条 前条の報酬は、現金にて支給するものとする。

### (交通費)

第5条 社会福祉法人慈照会の評議員会、理事会、監事監査、評議員選任・解任委員会、及びその他理事長が必要と認める研修・会議等に出席した役員等に対し、交通費の実費を支給する。

(附則) 平成29年3月29日から施行する。